

第10回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午前9時～午前10時23分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名
 - 会長 15番 重村 耕一郎
 - 会長代理 1番 梶 重明
 - 委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
 - 4番 園山 秀国 10番 中尾 隆
 - 5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
 - 6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
 - 7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
 - 8番 萩原 とよ子 14番 上窪 華
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (8 件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2 件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1 件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 8 件)
 - 日程第3 農地法第5条に規定による地上権設定の許可申請について (議案 2 件)
 - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 3 件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議 長 それでは只今から、第10回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、8番萩原委員と9番神掛委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、鹿児島市 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇 土地の所在 中津川字楠辺〇〇 畑 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、令和4年5月1日から令和14年4月30日。解約の理由、耕作者の農地集約のため。利用権の種類、賃貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年4月30日。番号2。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在、恒次字池添〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成28年3月28日から令和7年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年3月12日。番号3。貸人、霧島市 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在、米永字西玉〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、令和2年3月25日から令和12年2月28日。解約の理由、耕作者がケガをして耕作できなくなったため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年3月12日。番号4。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在、恒次字池添〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成27年5月25日から令和7年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃貸借権。土地の引渡し時期、令和6年3月19日。番号5。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、伊佐市大口 〇〇〇〇。土地の所在 鶴丸字古田〇〇 田 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年6月27日から令和10年6月30日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類、賃貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年4月4日。番号6。貸人、湧水町米永 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在、米永字下床並〇〇 田 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせ

ん等の希望は無です。契約の期間，平成30年4月26日から令和10年4月30日。解約の理由，耕作者がケガをして耕作できなくなったため。利用権の種類，賃貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年3月21日。番号7。貸人，湧水町北方 ○○○○。借人，湧水町北方 ○○○○。土地の所在，北方字新替○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和4年4月25日から令和9年4月30日。解約の理由，耕作者を変更するため。利用権の種類，賃貸借権。土地の引渡し時期，令和6年4月4日。番号8。貸人，湧水町鶴丸 ○○○○。借人，湧水町川西 ○○○○。土地の所在 鶴丸字谷口○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年1月24日から令和15年1月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類，賃貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年4月5日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3 ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和6年2月13日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場佃○○ 地目は田 面積は○○㎡ 他11筆 田6筆 畑6筆の計12筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町稲葉崎 ○○。権利取得日，令和6年2月14日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，稲葉崎大迫田○○ 地目は田 面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で，事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第94号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず，利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号63号まで，事務局の説明を求めます。

事 務 局 4 ページです。日程第1 議案第94号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定です。整理番号1号から63号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分で

す。合計だけ申し上げます。田 104,664 m², 畑 23,276 m², 小計 127,940 m²です。次に5ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 99,674 m², 畑 19,034 m², 計 118,708 m²。次に使用賃貸借分の田 4,990 m², 畑 4,242 m² 計 9,232 m²です。合計で田が 104,664 m², 畑 23,276 m², 合計 127,940 m²です。詳細については6ページから21ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号及び整理番号63号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号及び整理番号63号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。

整理番号1号から整理番号6号について、事務局の説明を求めます。

事務局 4ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が 4,428 m², 畑が 13,799 m² 小計 18,227 m²です。続きまして、総会資料の23ページをご覧ください。議案第94号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2) 所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 鶴丸字古田〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇m²。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇m²です。利用目的は水稻。売買価格は反当〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 鶴丸字谷口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇m²です。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇m²。利用目的は水稻。売買価格は反当〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号3。土地の所在 米永字下床並〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇m²。他1筆 合計2筆 〇〇m²。渡人, 始良市 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。経営面積〇〇m²です。利用目的は水稻。売買価格は全部で〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号4。土地の所在 木場字田渡〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇m²です。渡人, 熊本県 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積〇〇m²。利用目的は飼料。売買価格は〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号5。土地の所在 木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇m², 他5筆 計6筆で〇〇m²。渡人, 湧水町木場 〇

〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は飼料。売買価格は全部で〇〇万円。移転時期，引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号6。土地の所在 北方字寺山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻。売買価格は〇〇万円。移転時期，引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 それでは，まず整理番号1号について審査します。整理番号1号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番福島が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第94号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は，良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については，承認することに決定しました。

議 長 次に，整理番号2号について審査します。整理番号2号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番福島が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第94号整理番号の2の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページ，4ページ，5ページをご参照ください。申請内容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は，良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号２号は調査委員の報告は承認相当と
 いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。整理番号２号の所有権移転の資格審査については、
 承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号３号について審査します。整理番号３号についても、現地
 調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

１４番 １４番上渥が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第９４号
 整理番号の３の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等
 については、議案書と議案参考資料の６ページから８ページをご参照くだ
 さい。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。
 耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、
 受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の要件
 を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告い
 たします。

議 長 只今の調査委員の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

１０番 １０番中尾です。先ほどの合意解約の報告のところで、〇〇〇〇さんがケ
 ガのため耕作できないということでの解約理由でしたが、ケガの程度はど
 うだったのでしょうか。

事務局 本人さんも現地調査時に立ち会いされたのですが、大規模に経営していく
 ことは難しいとのことで規模縮小していくとのことでしたが、この申請地
 がたまたま自分で所有されている農地のすぐ横であったため、所有者の方
 からどうしても譲りたいとのことで申請に至ったとのことです。

議 長 よろしいですか。

１０番 はい。

議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ、整理番号３号は調査
 委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご
 異議ございませんか。
 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。整理番号３号の所有権移転の資格審査については、
 承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号４号について審査します。整理番号４号についても、現地
 調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

１４番 １４番上渥が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第９４号
 整理番号の４の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等
 については、議案書と議案参考資料の６ページ、９ページ、１０ページを

ご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号4号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号5号について審査します。整理番号5号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

14番 14番上窪が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第94号整理番号の5の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページ、11ページから14ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号5号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号6号について審査します。整理番号6号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番前田が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第94号整理番号の6の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページ、15ページから16ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査

としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号6号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号6号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第95号から議案第102号までの8議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 26ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第95号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は親子間の贈与です。次に議案第96号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字迫田〇〇 地目は田，農振内 面積は〇〇㎡ 外5筆 計6筆の農振内・農振外の農地です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由，規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第97号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字須行〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，福岡市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。外はお目通しください。申請事由は農地集約。売買価格は一反当たり〇〇万円です。次に議案第98号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字古田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆です。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，伊佐市大口 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由，規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第99号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，愛知県 〇〇〇〇。受人，伊佐市大口 〇〇〇〇。外はお目通しください。申請事由，規模拡大。売買価格は一反当たり〇〇万円です。次に議案第100号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字池添〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人

の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由，規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 101 号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字麦生田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由，規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 102 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字上長谷〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は親戚間の贈与です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第 9 5 号について審議します。議案第 9 5 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 9 5 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 7 ページから 1 9 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 9 5 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 9 5 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第 9 6 号について審議します。議案第 9 6 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 9 6 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 7 ページ，2 0 ページ，2 5 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 9 6 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 9 6 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 9 7 号について審議します。議案第 9 7 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 9 7 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 7 ページ、2 6 ページから 2 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 9 7 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 9 7 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 9 8 号について審議します。議案第 9 8 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 9 8 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 7 ページ、2 8 ページから 3 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 9 8 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 98 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 99 号について審議します。議案第 99 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 99 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 17 ページ、32 ページ、33 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 99 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 99 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 100 号について審議します。議案第 100 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 14 番 14 番上窪が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 100 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 34 ページから 36 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 100 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 100 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 101 号について審議します。議案第 101 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 101 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 3 4 ページ，3 7 ページから 3 8 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 101 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 101 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第 102 号について審議します。議案第 102 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 4 番 1 4 番上窪が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 102 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 3 4 ページ，3 9 ページ，4 0 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 102 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 102 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で農地法第 3 条に規定する所有権移転の許可申請についてを終わります。
- 議 長 次に，日程第 3 農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可申請について を議題とします。議案第 103 号から議案第 104 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 2 5 ページです。日程第 3 農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可

申請について。議案第 103 号。権利，地上権設定。所在，恒次字下水流〇〇。地目畑。農振外。〇〇㎡。2 種。貸人，湧水町恒次 〇〇〇〇。借人，〇〇〇〇。用途太陽光発電施設。申請事由，当社の工場での使用するエネルギーを自己所有の太陽光発電施設において発電することにおいて，脱炭素・地球温暖化防止策・SDG s の一貫として事業を発展させていきたい。次，議案第 104 号。権利，地上権設定。所在，恒次字下水流〇〇。地目畑。農振外。〇〇㎡。2 種。貸人，湧水町恒次 〇〇〇〇。借人，〇〇〇〇。用途太陽光発電施設。申請事由，当社の工場での使用するエネルギーを自己所有の太陽光発電施設において発電することにおいて，脱炭素・地球温暖化防止策・SDG s の一貫として事業を発展させていきたい。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第 103 号を審議します。議案第 103 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 103 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 4 1 ページから 4 6 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は宅地，東は雑種地，南は宅地，西は宅地です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，事業計画書・位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

10 番 10 番中尾です。この中で賃借料が年間〇〇万円とありますが，期限はないのですか。

事務局 貸借期間は 30 年となっております。

議長 よろしいですか。

10 番 はい。

議長 他にありませんか。他にご質問ご意見等なければ，議案第 103 号は調査委員の報告は転用適当相当ということです。転用適当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 103 号につきましては，転用適当と認め県知事に進達することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 104 号を審議します。議案第 104 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 104 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 1 ページ、4 7 ページから 5 1 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は雑種地、南は山林、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書・位置図・配置図、被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 104 号は調査委員の報告は転用適当相当ということです。転用適当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 104 号につきましては、転用適当と認め県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 105 号から議案第 107 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 3 0 ページです。日程第 4 非農地証明願の申請審議について。議案第 105 号。願出人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、木場字田原○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして平成 3 0 年に相続したが、すでに 4 0 年以上前から耕作放棄されていたと農地とのことです。次に議案第 106 号。願出人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、木場字轟○○ 地目は畑 面積は○○㎡。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、さきほどと同じく相続以前から耕作放棄され雑木等により山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号です。

次に議案第 107 号。願出人，宮崎県えびの市 ○○○○。土地の所在，木場字田原○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆の合計面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は，20 年以上前から耕作放棄のため原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 6 号です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第 105 号を審議します。議案第 105 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9 番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第 105 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 52 ページから 55 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は 40 年以上前から耕作放棄されているとのことでしたが，農地の半分は草刈り耕うん等行えば十分農地として使えることと，半分は樹木が植林されている農地であったことから，非農地証明交付基準の第 3 条第 1 項の非農地証明の対象としない農地に該当すると判断しました。以上のことから，非農地判断基準に該当せず，許可書の発行は不可と判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 105 号については，調査委員の報告は，非農地判断基準に該当しないことから，許可書の発行は不可ということです。許可書の発行は不可とすることに，ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 105 号につきましては，許可書の発行は不可とすることに決定しました。

議長 次に議案第 106 号について審議します。本議案についても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9 番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第 106 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 52 ページ，56 ページから 58 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は 40 年以上前から耕作放棄され，また雑木林となっており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことか

ら、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第106号については、調査委員の報告は、非農地判定相当ということです。非農地と認め、非農地証明を発行することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第106号につきましては、非農地と認め、非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に議案第107号について審議します。本議案についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第107号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の52ページ、59ページから61ページをご参照ください。調査意見は、申請地は20年以上前から原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第107号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案107号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで、第10回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 23 分